



病棟での医薬品保管について

Question

病棟での医薬品は全て鍵のかかる場所で保管が必要なの？

Answer

○麻薬の管理・保管

診療施設内で管理する麻薬は、麻薬診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫で、施錠設備のあるものをいいます。

○向精神薬の取り扱い 保管

向精神薬は、病院・診療所の施設内に保管しなければなりません。また、保管する場所は、医療従事者が常時出入りする場合以外は、鍵をかける必要があります。

○昨年の薬物損壊事件を受けて～厚労省からの通知～

医薬品の保管に当たっては、適切な在庫・品質の管理を行うとともに、必要に応じ施錠管理等、盗難・紛失防止の対策をとること。

〔出典・資料〕

- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年 3 月 17 日 法律第 14 号）
- ・病院・診療所における向精神薬取り扱いの手引（平成 24 年 2 月厚生労働省医薬食品監視指導・麻薬対策課 P2 第 4 保管 法第 50 条の 21・施行規則第 40 条）
- ・医療機関における安全管理について（平成 28 年 11 月 25 日付医政総発 1125 第 2 号、厚生労働省医政局総務課長通知）

